

令和4年11月18日
運輸安全委員会

旅客船第十二あんえい号乗揚事故に係る勧告に基づく報告について

令和3年8月29日に沖縄県竹富町竹富島北西方沖で発生した旅客船第十二あんえい号乗揚事故について、原因関係者である有限会社安栄観光から、当委員会が行った勧告に基づく措置の報告を受けましたのでお知らせします。(別添)

本事故については、令和4年6月30日に事故調査報告書の公表とともに原因関係者に対して勧告を行っていたところです。(参考)

なお、同社からの報告は、勧告の内容を反映したものとなっています。

令和4年11月17日

運輸安全委員会委員長

武田 展雄 殿

有限会社 安 栄 観 光

代表取締役

旅客船第十二あんえい号乗揚事故に係る勧告に基づき講じた措置について

令和4年6月30日付運委総第102号により送付を受けた「旅客船第十二あんえい号乗揚事故に係る勧告について」に対し、下記の通り勧告に基づき講じた措置について報告します。

記

1. 所属船舶の航行記録を把握した上で、所属船舶の乗組員に対し、安全管理規程に定められた基準経路の航行遵守及び適切な船位の確認について継続して指導すること。

【改善措置】

- * 弊社乗組員に対し、毎月の安全講習会の場において、安全管理規程に定められた基準経路の航行遵守について指導するとともに、GPSプロッターの活用等適切な船位の確認について継続して指導を行っている。(別添1参照)
- * 各船舶操舵室に基準経路の航行遵守、GPSプロッターの活用及び目標物消失時の厳守事項を徹底する旨の掲示を行った。(別添写真1参照) また、令和4年7月7日、安全重点施策として、「安全管理規程に定めた基準航路の遵守」について掲げることとした。(別添写真2参照)
- * 各船舶に備えているIP無線機等を活用し、各船の運航状況及び航行記録の確認を行っている。(別添写真3参照)



2. 安全管理規程に定められた基準経路を点検し、必要に応じ、安全が確保された第二基準経路を定め、社内全体に周知を図ること。

【改善措置】

- * 石垣～上原航路における基準経路について、南風が強い場合、基準経路による運航は波の影響を受けやすいことから、各乗組員と協議し、経路の安全性について十分検討した上で第二基準経路を設定した。(別添2参照)
- * 第二基準経路については、毎月の安全講習会、社内ミーティング及び事務所内掲示板にて、各乗組員に対して周知を行っている。(別添写真4参照)

3. 所属船舶の乗組員に対し、上下関係を問わず、当直者相互において航行中の安全に関する情報の共有が図られるよう指導を行うこと。

【改善措置】

- * 弊社乗組員に対し、毎月の安全講習会の場において、上下関係を問わず、当直者相互において航行中の安全に関する情報の共有が図られるように指導を行っている。
- * 各船舶操舵室に、当直者間での航行中における気づきを互いに共有し合い、安全運航を心がけるべき旨の掲示を行った。(別添写真5参照)

4. 乗組員を配乗する際、遅い時間の乗務が特定の乗組員に連続して割り当てられるなど特定の乗組員に負担が偏ることがないように配慮すること。

【改善措置】

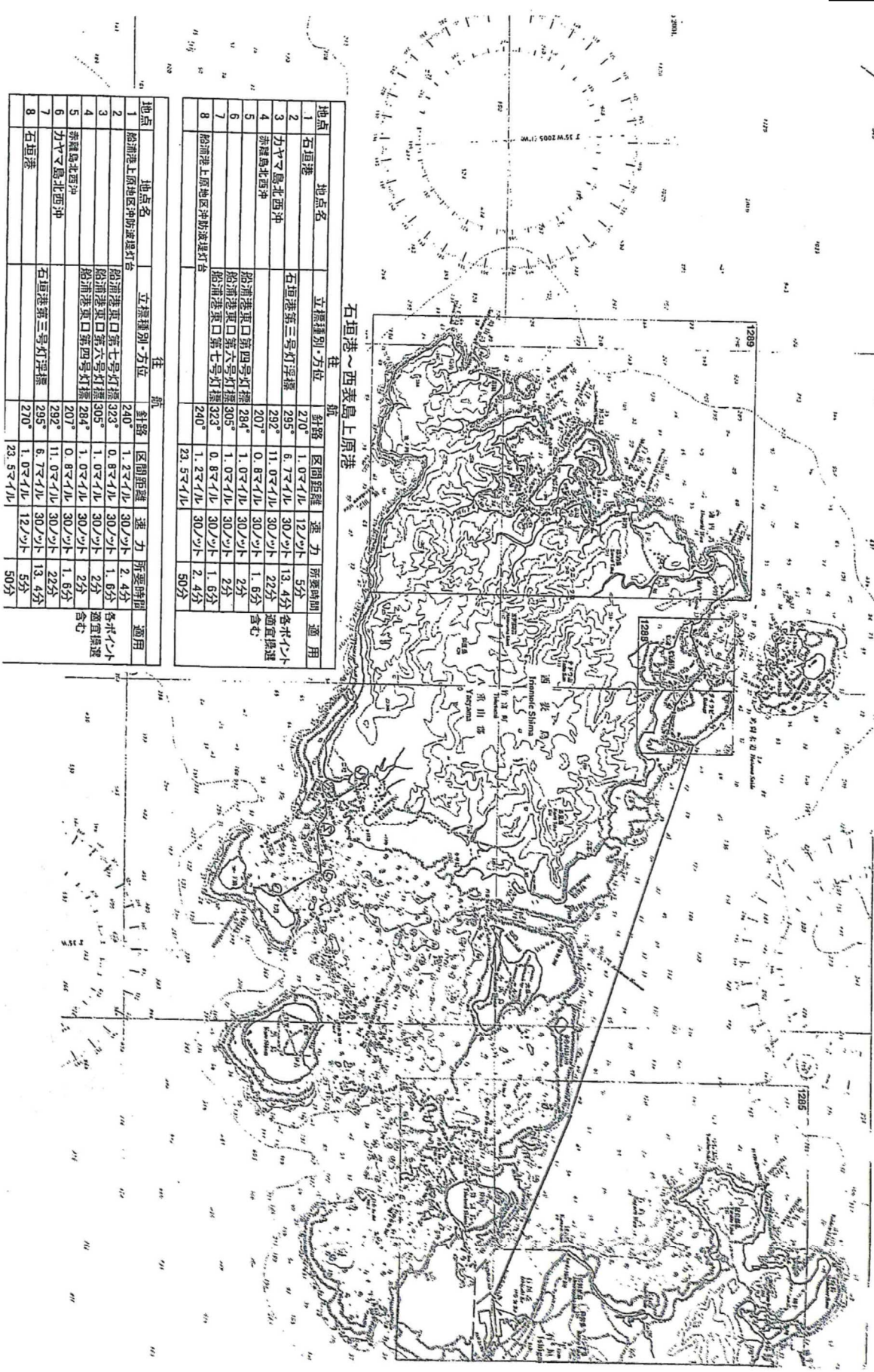
- * 本事故発生直後より、遅い時間の乗務が特定の乗組員に偏らないように細心の注意を払い、配乗計画を行っている。

以上

安全講習会年間教育実施計画書
令和4年7月～令和5年12月

月	内容	備考
R4/6月	※朝礼での安全衛生標語及び安全重点施策の朗読 事故調査委員会(事務所、船員)(6/5)	88号事故について
R4/7月	※朝礼での安全衛生標語及び安全重点施策の朗読 安全講習会「重大事故処理訓練」(7/18.) 事故調査委員会(事務所)(7/18)	新型コロナ感染拡大で延期
R4/8月	※朝礼での安全衛生標語及び安全重点施策の朗読 安全講習会(荒天時安全運航マニュアルについて)	事故現場の注意事項追加説明
R4/9月	※朝礼での安全衛生標語及び安全重点施策の朗読 安全講習会(安全管理規程について)	事故処理基準について
R4/10月	※朝礼での安全衛生標語及び安全重点施策の朗読 安全講習会(安全管理規程について)	外部講師 運航基準について
R4/11月	※朝礼での安全衛生標語及び安全重点施策の朗読 乗組員研修会(11/30)	(社)沖縄旅客船協会
R4/12月	※朝礼での安全衛生標語及び安全重点施策の朗読 安全マネジメント評価第三者認定機関講習会 ※年末・年始の安全総点検	社内 三井住友海上(調整中)
R5/1月	※朝礼での安全衛生標語及び安全重点施策の朗読 安全講習会(安全管理規程について) 2023年操練実施についての確認	作業基準について
R5/2月	※朝礼での安全衛生標語及び安全重点施策の朗読 安全講習会	社内
R5/3月	※朝礼での安全衛生標語及び安全重点施策の朗読 安全マネジメント評価第三者認定機関講習会	三井住友海上(調整中)
R5/4月	※朝礼での安全衛生標語及び安全重点施策の朗読 安全講習会(夏季繁忙期に向けて)	社内
R5/5月	※朝礼での安全衛生標語及び安全重点施策の朗読 安全講習会(台風対策等自然災害について) 新入社員研修会	社内 予定
<p>備考</p> <p>①重大事故等緊急を伴う対応は、適宜実施する。 ②社外の講習、研修等 ③朝礼による安全運航の確認(気象情報等及び事務連絡) ④講師をお招きしての講習会の実施。</p>		

石垣港～上原港 第2基準経路



石垣港～西表島上原港

地点	地点名	立標種別・方位	航路	区間距離	強力	所要時間	適用
1	石垣港		270°	1.0マイル	12ノット	5分	各ボート
2	カヤツ島北西沖	石垣港第三号灯浮標	295°	6.7マイル	30ノット	13.4分	適宜操縦
3	赤隠島北西沖		292°	11.0マイル	30ノット	22分	適宜操縦
4			207°	0.8マイル	30ノット	1.6分	各ボート
5		船浦港東口第四号灯標	284°	1.0マイル	30ノット	2分	適宜操縦
6		船浦港東口第六号灯標	305°	1.0マイル	30ノット	2分	各ボート
7		船浦港東口第七号灯標	323°	0.8マイル	30ノット	1.6分	各ボート
8		船浦港上原地区沖波波燈台	240°	1.2マイル	30ノット	2.4分	各ボート
				23.5マイル	30ノット	50分	

地点	地点名	立標種別・方位	航路	区間距離	強力	所要時間	適用
1	船浦港上原地区沖波波燈台		240°	1.2マイル	30ノット	2.4分	各ボート
2		船浦港東口第七号灯標	323°	0.8マイル	30ノット	1.6分	各ボート
3		船浦港東口第六号灯標	305°	1.0マイル	30ノット	2分	適宜操縦
4		船浦港東口第四号灯標	284°	1.0マイル	30ノット	2分	各ボート
5	赤隠島北西沖		207°	0.8マイル	30ノット	1.6分	適宜操縦
6	カヤツ島北西沖		292°	11.0マイル	30ノット	22分	各ボート
7		石垣港第三号灯浮標	295°	6.7マイル	30ノット	13.4分	各ボート
8	石垣港		270°	1.0マイル	12ノット	5分	各ボート
				23.5マイル	30ノット	50分	

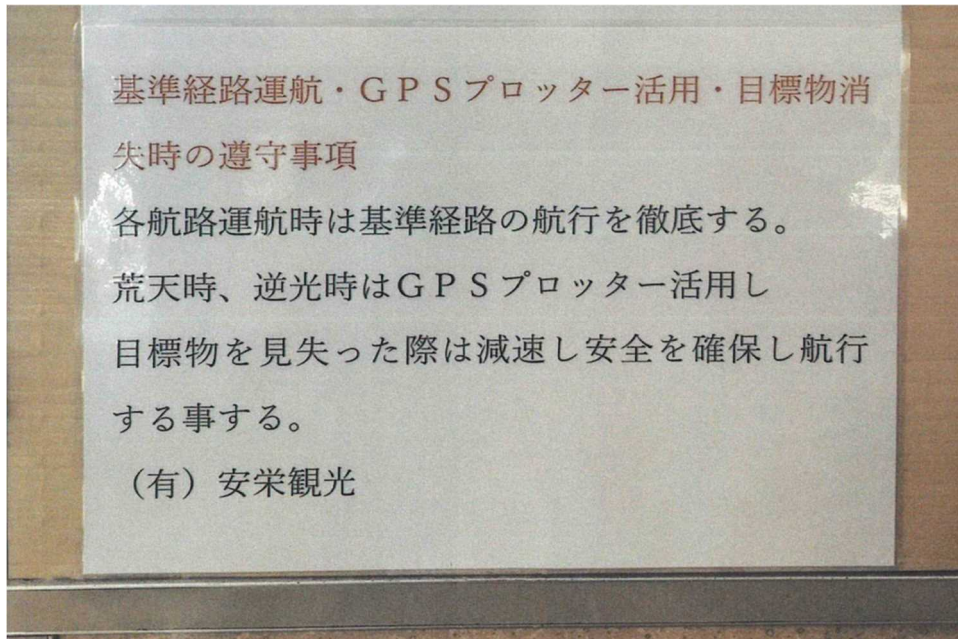


写真1 各船操舵室内における基準経路の航行遵守等周知の状況

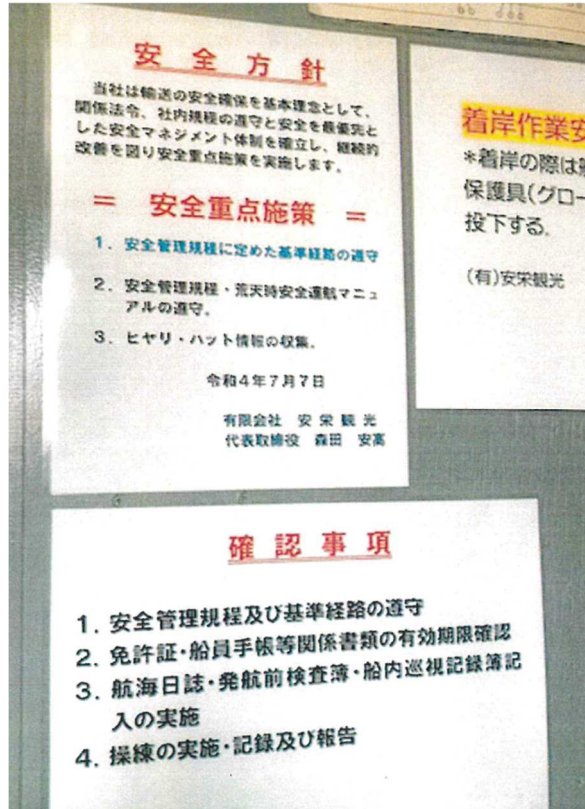


写真2 各船操舵室内における安全重点施策等周知の状況



写真3 各船運航状況の把握の状況



写真4 弊社事務室内における第二基準経路周知の状況

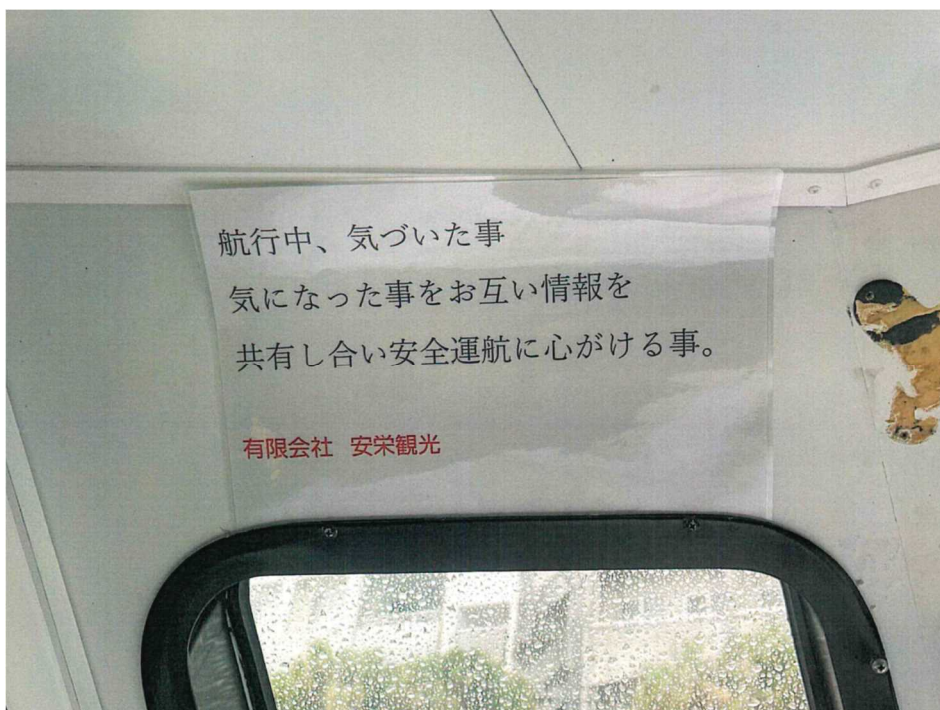


写真5 各船操舵室内における乗組員間情報共有に関する周知の状況

運委総第 102 号

令和 4 年 6 月 30 日

有限会社安栄観光

代表取締役 殿

運輸安全委員会

委員長 武田 展雄

旅客船第十二あんえい号乗揚事故に係る勧告について

本事故は、第十二あんえい号が沖縄県竹富町竹富島北西方沖を南東進中、船長が、常用基準経路よりも南側の海域を航行するのが時間短縮になると思ひ、常用基準経路から外れて浅礁の広がった海域に接近して目視のみで航行したため、竹富島北西方沖で浜島と称する干出浜の北側に位置する岩が存在する海域に入り、浅礁に乗り揚げたものと考えられる。

貴社は、石垣島と離島との間を基準経路で結ぶ一般旅客定期航路事業者であり、これらの生活航路ともいえる基準経路において、日々多くの旅客等を輸送している。一方、これら基準経路の周辺には、南西諸島特有のさんご礁による浅礁の広がった海域がある。運航時間を短縮する目的で、これら浅礁の広がった海域に接近して目視のみで航行することは、乗り揚げのおそれがあり、船舶のみならず旅客等に被害を及ぼす重大な事故につながる可能性があることを十分認識し、安全運航に注意しなければならないことは言うまでもない。

しかしながら、平成 20 年 10 月以降、貴社が運航する旅客船において、航行中に浅礁に乗り揚げた事故が 11 件発生しており、貴社において GPS プロッターによる船位の確認や乗組員への安全教育の実施などの措置を講じているものの、再び乗揚事故が発生していることは、乗組員の安全運航に対する意識が必ずしも十分でないことを示している。今後、乗組員に対し、安全管理規程に定められた基準経路を航行することを遵守させるとともに、適切な船位の確認の指導を継続して実施し、貴社全体として旅客等の輸送の安全確保に取り組む必要があるものと考えられる。

従って、当委員会は、同種事故の再発を防止するため、本事故調査の結果を踏まえ、貴社に対し、運輸安全委員会設置法第 27 条第 1 項に基づき、下記のとおり勧告する。

また、同条第 2 項の規定に基づき、この勧告に基づき講じた措置について報告を求める。

記

- (1) 所属船舶の航行記録を把握した上で、所属船舶の乗組員に対し、安全管理規程に定められた基準経路の航行遵守及び適切な船位の確認について継続して指導すること。
- (2) 安全管理規程に定められた基準経路を点検し、必要に応じ、安全が確保された第二基準経路を定め、社内全体に周知を図ること。
- (3) 所属船舶の乗組員に対し、上下関係を問わず、当直者相互において航行中の安全に関する情報の共有が図られるよう指導を行うこと。
- (4) 乗組員を配乗する際、遅い時間の乗務が特定の乗組員に連続して割り当てられるなど特定の乗組員に負担が偏ることがないように配慮すること。